第四十三条第一号算式の符号Kの次に次のように加える。

L　地域再生法第17条の６の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額（同法第17条の２第１項第１号に掲げる事業に係るものに限る。）のうちその適用の初年度に係るもの

M　当該市町村がLに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とする。

N　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第二年度分」と読み替えるものとする。

O　当該市町村がNに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が0.014を超えるときは0.014とし、当該率が0.0035に満たないときは0.0035とする。

P　算式の符号中Lに同じ。この場合において、同符号中「初年度」とあるのは「第三年度分」と読み替えるものとする。

Q　算式の符号中Oに同じ。この場合において、同符号中「N」とあるのは「P」と、「0.0035」とあるのは「0.007」と読み替えるものとする。

β　第42条第１号(一)算式の符号αと同じ。この場合において、同符号中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「0.47未満」とあるのは「0.63未満」と、「0.47以上0.63未満」とあるのは「0.63以上0.77未満」と、「0.63以上0.78未満」とあるのは「0.77以上0.90未満」とそれぞれ読み替えるものとする。

第四十四条中「六月一日」を「五月一日」に改める。

第四十七条第二項算式中「$\sum_{n=11}^{19}$」を「$\sum_{n=13}^{19}$」に、「1,830円」を「1,910円」に改め、同項算式の符号中「C_{11}=0.034」及び「C_{12}=0.084」を削り、「C_{13}=0.086」を「C_{13}=0.084」に、「C_{15}=0.088」を「C_{15}=0.087」に、「C_{16}=0.089」を「C_{16}=0.088」に、「C_{17}=0.093」を「C_{17}=0.091」に、「C_{18}=0.093」を「C_{18}=0.092」に、「C_{19}=0.095」を「C_{19}=0.093」に改める。

第四十八条第一項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同項算式の符号A及びα中「平成26年度」を「平成27年度」に改める。

第四十九条第二項第一号中「按分したものとする」を「按分したものとし、平成二十二年十月二日から平成二十七年十月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における人口を合併関係市町村の区域に係る国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口（以下「平成二十二年人口」という。）によつて按分したものとする」に改め、同項第六号⑵中「人口を」を「平成二十二年人口を」に、「人口に」を「平成二十二年人口に」に改め、同号⑶中「人口を」を「平成二十二年人口を」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数

第五条第一項の表第二十七号の規定によつて算定した当該新市町村に係る幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数を算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの当該数値によつて按分するものとする。ただし、平成二十七年四月一日以前に合併を行つた場合においては、算定前年度の算定に用いた合併関係市町村ごとの学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立幼稚園に在学する幼児数によつて按分するものとする。

第四十九条第二項第十八号を次のように改める。

十八　農家数

第五条第一項の表中三十二の規定に準じて合併関係市町村に分別するものとする。ただし、平成十七年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の農家数は、平成二十七年二月一日現在における農家数を平成十二年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとし、平成十七年二月二日から平成二十二年二月一日までの間（沖縄県にあつては平成十六年十二月二日から平成二十二年二月一日までの間）に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成十七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成十六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとし、平成二十二年二月二日から平成二十七年二月一日までの間に合併を行つた場合においては、当該期間内の合併に係る合併関係市町村の農家数は、平成二十七年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における農家数を平成二十二年二月一日現在の合併関係市町村の区域に係る農家数によつて按分したものとする。

第四十九条第二項第十九号中「平成十六年度までの各年度及び平成十八年度」を「平成十八年度までの各年度」に改め、「ものとし、平成十七年度の減税補塡債については、第七条第一項の表市町村の項第十号に規定された種別ごとに、当該年度における当該新市町村に係る第五条第一項の表第四十七号の規定によつて算定した額を当該年度における合併関係市町村ごとの基準財政収入額の算定方法の特例として基準財政収入額に加算した額の合算額によつて按分する」を削り、同条第三項第三号中「（三歳児に係るものを除く。）」、「と市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数の合計数」、「市町村立の認定こども園に在籍する一号認定子どもの数（追加分）のうち、三歳児の数及び四歳以上児の数並びに市町村立の幼稚園に在籍する特別利用教育に係る子どもの数のうち、三歳児の数及び四歳以上児の数をそれぞれ」、「を合算した数値」及び「私立幼稚園在籍人員数及び私立認定こども園在籍人員数の合計数のうち、私立幼稚園に係る三歳児の数及び四歳以上児の数並びに私立認定こども園に係る三歳児の数及び四歳以上児の数をそれぞれ」を削り、「第六号２算式の符号α」を「第六号２算式の符号C」に、「平成二十七年四月一日」を「平成二十八年四月一日」に、「前年度私立保育所支弁額、前年度私立保育所徴収額、前年度私立保育所等在籍人員数」を「前年度私立保育所等費用額、前年度私立保育所等利用者負担額、前年度私立保育所等在籍人員数」に、「児童数（３歳未満）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（３歳未満）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（被用者・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（非被用者・特例給付分）、児童数（３歳未満）（地方公務員・特例給付分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第１子及び第２子分）、児童数（３歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第３子以降分）、児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分）」に改め、「市町村立等病院病床数」の下に「、市町村立等病院特例病床数」を加え、「平成十二年二月一日以前（沖縄県にあつては平成十一年十二月一日以前）に合併を行つた場合においては、同日以前の合併に係る合併関係市町村の田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積は、平成二十二年二月一日現在において当該合併関係市町村の区域を包括していた市町村の同日現在における田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積を平成七年二月一日現在（沖縄県にあつては平成六年十二月一日現在）の合併関係市町村の区域に係る田の面積、畑の面積及び牧草専用地の面積によつて按分したもの